大分市物品等供給契約に係る入札結果等の公表に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大分市が発注する物品の買入れ、製造の請負（建設工事の請負を除く。）その他の契約（委託業務に係る契約を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）について、入札の公正を確保し、その適正化を図るため、指名業者名及び入札結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の範囲）

第２条　公表の範囲は、指名業者名及び入札結果とする。

（公表の方法及び期間）

第３条　公表の方法は、閲覧所を設け、及びインターネットを利用して本市が開設する公式ホームページ又は大分県共同利用型入札情報サービスシステム（ＰＰＩ）（以下「ホームページ等」という。）により閲覧に供する方法とする。

２　閲覧所において行う公表の期間は、次に掲げるとおりとする。

（１）一般競争入札については、入札執行の日の翌日からその日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

（２）指名競争入札については、指名した日又はその翌日からその日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

３　ホームページ等において行う公表の期間は、入札執行の日の翌日から起算して７日を経過する日からその日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

（閲覧所）

第４条　前条に規定する閲覧所は、契約担当課とする。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

（ファイナンス・リース契約の特例）

２　当分の間、平成１４年８月２０日以後に公告し、又は通知する予定価格が４０万円を

超えるファイナンス・リース契約（リース契約のうち、リース期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、当該リース契約により使用する物件の借主が、当該物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）に係る入札結果等の公表については、第１条及び第２条中「指名業者名及び入札結果」とあるのは「指名業者名、予定価格及び入札結果」とする。

３　前項の規定に基づく予定価格の公表の期間は、入札の公告又は通知の日からその日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

附　則

この告示は、平成１０年４月１３日から施行する。（この告示は、公示の日から施行する。）

附　則

この告示は、平成１４年８月２０日から施行する。

附　則

この告示は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２０年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市物品等供給契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以降に公告し、又は通知した入札について適用し、同日前に公告し、又は通知した入札については、なお従前の例による。

附　則

１　この告示は、令和６年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市物品等供給契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以降に公告し、又は通知した入札について適用し、同日前に公告し、又は通知した入札については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１条の規定は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用し、同日前に公告し、又は通知した入札については、なお従前の例による。